

大館市  
保険課広報

# 保険だより

令和6年 6月号

編集と発行 大館市 市民部 保険課 ☎43-7047  
Eメール kokuho@city.odate.lg.jp

## 高額療養費の自動振り込みを利用していますか？

高額療養費とは、1カ月に支払った医療費の自己負担額が世帯ごとに決められた自己負担限度額を超えた場合に、申請により、超えた分が支給される制度です。高額療養費の支給申請簡素化(自動振り込み)の手続きをすると、月ごとに申請する必要がなくなります。自動振り込みを希望するかたは、受付窓口で申請書をご提出ください。なお、郵送で手続きすることも可能です。郵送で手続きする場合は、申請書を郵送しますので保険課国保係へお問い合わせください。

### 申請に必要なもの

- ・ 国保の保険証
- ・ 世帯主名義の預貯金通帳

### 受付窓口

- ・ 大館市役所保険課国保係1階8番窓口
- ・ 比内総合支所市民生活係
- ・ 田代総合支所市民生活係

### 支給時期

受診月からおおむね6カ月後を目安に、世帯主の口座に振り込みます。なお、次の場合は簡素化を停止しますのでご注意ください。

- ・ 国民健康保険税の滞納が発生したとき
- ・ 指定した口座に振り込みができなくなったとき
- ・ 転居、死亡などにより世帯主や国保番号が変更になったとき
- ・ 申請の内容に偽りや不正があったとき

### マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードを保険証として利用登録する(マイナ保険証)と、マイナ保険証で医療機関を受診できます。令和6年12月2日以降、保険証は発行されなくなります。ぜひ、マイナ保険証をご利用ください。

### マイナ保険証での受診方法

- ① 医療機関の受付で、マイナ保険証を顔認証付きカードリーダーに置く
- ② 画面の指示に従い、本人確認、健診情報や診療・薬剤情報の提供の同意確認を行う
- ③ 高額療養費の限度額情報の提供に同意する
- ④ ③により医療機関が高額療養費の自己負担限度額を確認できるため、窓口での医療費の支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。

### 問い合わせ

保険課国保係 ☎43-7047



### 入院時の食事代が上がりやす

令和6年6月1日から入院時の食事代が10〜30円上がります。変更内容は左表のとおりです。

区分		変更後	変更前
住民税課税世帯のかた(下記以外のかた)		490 円	460 円
住民税非課税世帯才のかた及び70〜74歳で低所得者Ⅱのかた	90日までの入院	230 円	210 円
	90日を超える入院(過去12カ月)	180 円	160 円
70〜74歳で低所得者Ⅰのかた		110 円	100 円

# 令和6年度 国民健康保険税について

問い合わせ 税務課市民税係 ☎43-7033

	所得割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	8.43%	21,000円	19,000円 ※特定世帯 9,500円 ※特定継続世帯 14,250円	650,000円
後期高齢者 支援金分	2.35%	6,000円	5,000円 ※特定世帯 2,500円 ※特定継続世帯 3,750円	240,000円
介護分	2.50%	7,900円	5,600円	170,000円

※特定世帯とは、国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したため国民健康保険の被保険者が1人になった世帯で、その後期高齢者医療制度に移行したかたが同じ世帯にいる世帯のことで、また、特定世帯に該当した月から5年を経過すると、翌月から特定継続世帯に移行します。(移行後3年間)

## 保険税が国保を支えています

国民健康保険(以下、国保)加入者が医療機関を受診した場合、その医療費の自己負担分以外は国保が負担しています。その財源として、加入している皆さんが納めている国民健康保険税(以下、保険税)が最も重要な柱となっています。

職場の健康保険などに加入しているかた以外は、皆さんが国保に加入し、保険税を納めなければなりません。もし保険税の未納があると、国保制度そのものが成り立たなくなります。

国保に加入している皆さんの納める保険税が、国保を支えています。

## 保険税の特別徴収について

保険税の特別徴収とは、年金からの引き落としによって保険税を納める納付方法です。次のすべての条件に該当する世帯主のかたが対象です。

- ・ 65歳以上75歳未満の国保加入者であること
- ・ 年額18万円以上の老齢等年金を受給していること
- ・ 同じ世帯の国保に加入しているかたが全員65歳以上75歳未満であること
- ・ 世帯主本人の介護保険料と保険税の合計額が年金給付額の2分の1以下であること

なお、世帯主が75歳になる年度は特別徴収を行いませんので、納付書による納付や口座振替をご利用ください。

## 納付書は世帯主あてに郵送します

令和6年度保険税の納税通知書(納付書)は世帯主あてに7月中旬に郵送します。納付書の金額や納付方法、納期限を確認し、納め忘れないようお願いいたします。

## 保険税の納付方法変更の 申し出について

保険税の納付方法を、特別徴収から口座振替による納付へ変更できます(納付書による現金納付への変更はできません)。

## 手続きの方法

① 金融機関へ口座振替の申し込みをします。すでに申し込みが済んでいる場合は必要ありません。

② 次のものを持参して左記の受付場所で申し出をします。

- ・ 口座振替申込書の本人控えなど、口座振替の申し込みが済んでいることが分かるもの
- ・ 保険税の納税通知書(納付書)

## 受付場所

大館市役所税務課市民税係1階9番窓口

## ご注意

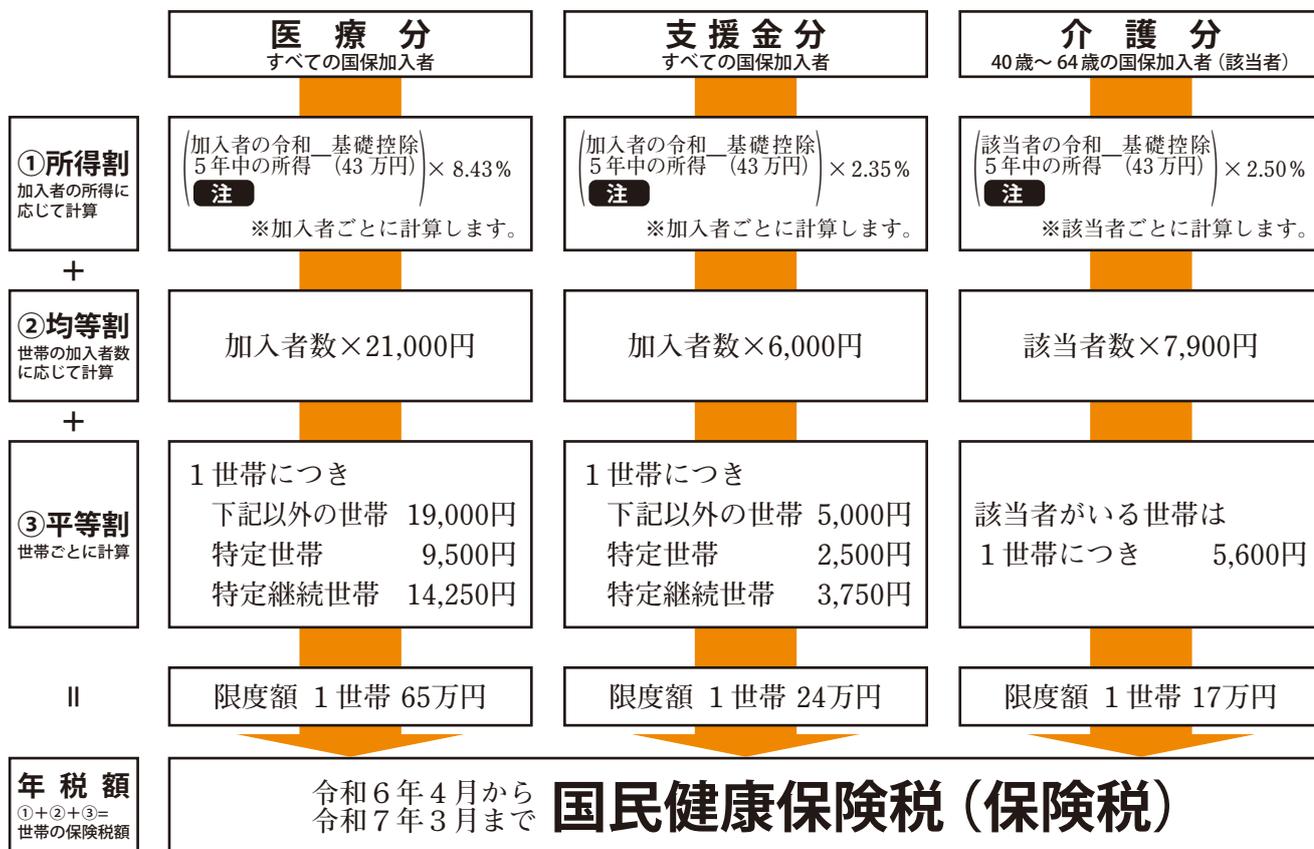
※課税される保険税額が、納付方法によって変わることはありません。

※これまでの保険税の納付状況によっては、納付方法の変更が認められない場合があります。

※納付方法が特別徴収のまままでよいというかたは、申し出の必要はありません。

# 令和6年度 国民健康保険税の計算方法と税率等

保険税は次の方法で世帯ごとに計算します。



## 年度の途中に加入・脱退した場合

所得割・均等割をその年度の加入月数で月割計算します。世帯全員が中途加入・脱退した場合は、平等割も月割計算します(加入月数とは末日に国保資格がある月の合計です)。

### ●途中で加入したとき

年間保険税  $\times$   $\frac{\text{加入した月から年度末までの月数}}{12\text{カ月}}$

### ●途中で脱退したとき

年間保険税  $\times$   $\frac{4\text{月から脱退月の前月までの月数}}{12\text{カ月}}$

## 年度の途中に65歳になるかた

### 保険税(介護分)

保険税の介護分は、あらかじめ65歳の誕生日の前月(誕生日が1日のかたはその月の前々月)分までの月数で月割計算しています。

### 介護保険料

65歳になった月(誕生日が1日のかたはその前月)分からの介護保険料は、保険税とは別に長寿課から送付される納付書で納付してください。

## 年度の途中に40歳になるかた

40歳になった月(1日が誕生日の場合はその前月)分から医療分と支援金分に介護分を加算した保険税を納付します。

### 例えば

7月1日生まれ

7月2日生まれ

6月分から介護分を納めます。

7月分から介護分を納めます。

## 65歳以上のかたの介護保険料

65歳になった翌年からの納付方法は、老齢等年金の年額などで異なります。

年金の年額が18万円以上のかた

年金の年額が18万円未満のかた

年金からの引き落としにより介護保険料を納めます(特別徴収)。

納付書や口座振替で納付します。

## 年度の途中に75歳になるかた

保険税は、あらかじめ75歳の誕生日の前月分までの月数で月割計算しています。

介護保険料についての問い合わせ  
長寿課 介護保険係 ☎ 43-7055

# 国民健康保険税の減免・軽減制度

## 保険税の軽減

世帯主(国保加入していない世帯主も含む)及び国保加入者全員の令和5年中の合計所得が一定基準以下の場合、保険税の一部(均等割・平等割)を軽減します。令和5年中の所得で判定しますので、申請は不要です。

また、未就学児の均等割については世帯主及び国保加入者全員の所得に関わらず、金額を半額にして計算します。

詳しくは5ページをご覧ください。

さらに、出産する被保険者に係る均等割及び所得割について、出産日または出産予定日が属する月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は3カ月前から6カ月間)免除します。

## 国保から後期高齢者医療制度に移行したかたがいたが世帯の軽減

国保から後期高齢者医療制度に移行したかたを、特定同一世帯所属者と呼びます。特定同一世帯所属者が世帯にいる場合、次のような軽減の特例があります。

- 保険税の5割軽減と2割軽減の判定基準となる国保加入者の人数に特定同一世帯所属者も含めません。

これにより、世帯構成や年収が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます。

- 世帯の国保加入者が1人になった場合1年目から5年目は、保険税の平等割額が基本額の半額になります。6年目から8年目は、保険税の平等割額が基本額の4分の1減額されます。

## 会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者だったかたの減免

被用者保険の本人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者であったかたが国保に加入した場合(加入時に65歳以上のかた。旧被扶養者と呼びます)の減免制度があります。適用される期間は、国保加入日の属する月以後、所得割については国保に加入されている間、均等割・平等割については2年間を経過する月までです。

減免後の保険税額は次のとおりです。

所得割	均等割	平等割
免除により0円	軽減分を含めて 基本額の半額	国保加入者が旧被扶養者のみで、かつ特定(継続世帯ではない場合)ではない場合 軽減分を含めて 基本額の半額

国保加入の際に旧被扶養者であると判明した場合は、加入手続きをすれば減免申請があったものとみなされます。加入手続きの際に次のものをお持ちください。

- 被用者保険の被扶養者でなくなったとき  
↓資格喪失証明書
- 転入により国保加入するとき  
↓旧被扶養者異動連絡票

## 失業したかたの保険税の軽減

解雇や会社の倒産など、非自発的理由で失業した65歳以下のかたの保険税が軽減されます。

この軽減制度の適用を受けるためには申請が必要です。ご相談ください。

### 問い合わせ

保険課国保係 ☎43・7047

### 納税相談

保険税の納付が困難なかたに向けた、納税相談を行っています。

### 問い合わせ

収納課収納係 ☎43・7036

## 保険税の減免

保険税の軽減制度とは別に、やむをえない事情により保険税の納付が著しく困難な場合には減免(一部または全部)する制度があります。

対象となるのは次のようなかたです。

- 生活保護基準と比較してその基準に満たないかた、または同程度のかた
- 失業や疾病などで収入が著しく減少し、生活が非常に困難になったかた
- 風水害などの災害で、所有する財産に被害を受けたかた

### 問い合わせ

税務課市民税係 ☎43・7033



## 軽減判定の基準

- ①令和6年4月1日現在の国保加入世帯の世帯主、加入者及び特定同一世帯所属者の令和5年中の合計所得 **注** で判定します。
- ②令和6年4月2日以降に国保加入した世帯や世帯主変更があったときは、その時点で判定します。
- ③令和5年12月31日時点で65歳以上の公的年金所得者については、公的年金等所得から15万円を控除した額で判定します。
- ④以下「給与所得者等」とは、給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金の支給（令和5年12月31日に65歳未満のかたは60万円超、65歳以上のかたは110万円超）を受けるかたです。

世帯主、国保加入者及び特定同一世帯所属者の令和5年中の合計所得	軽減割合
100,000円×(給与所得者等の数-1) + 430,000円以下	7割軽減
100,000円×(給与所得者等の数-1) + 295,000円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数) + 430,000円以下	5割軽減
100,000円×(給与所得者等の数-1) + 545,000円×(国保加入者数+特定同一世帯所属者数) + 430,000円以下	2割軽減

## 軽減額

保険税の軽減額は次のとおりです。（未就学児の均等割は半額にして計算します。）

区分	軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
		均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
医療分	下記以外の世帯	14,700円	13,300円	10,500円	9,500円	4,200円	3,800円
	特定世帯		6,650円		4,750円		1,900円
	特定継続世帯		9,975円		7,125円		2,850円
支援金分	下記以外の世帯	4,200円	3,500円	3,000円	2,500円	1,200円	1,000円
	特定世帯		1,750円		1,250円		500円
	特定継続世帯		2,625円		1,875円		750円
介護分	共通	5,530円	3,920円	3,950円	2,800円	1,580円	1,120円

基準に該当する場合、次の計算式の金額を保険税から軽減します。

$$\text{国保加入者数} \times \text{均等割軽減額} + \text{平等割軽減額} = \text{軽減額}$$

〔例〕国保加入者が4人の世帯（特定〈継続〉世帯以外）が5割軽減に該当する場合の医療分は

$$\left( \begin{array}{c} \text{国保加入者数} \\ 4人 \end{array} \right) \times \left( \begin{array}{c} \text{均等割軽減額} \\ 10,500円 \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{平等割軽減額} \\ 9,500円 \end{array} \right) = 51,500円 \text{〔軽減額〕}$$

また、年度の途中で国保加入・脱退した世帯の場合、保険税額は次のようになります。

$$(\text{年間保険税額} - \text{軽減額}) \times \frac{\text{国保加入月数}}{12} = \text{保険税額}$$

### 令和6年度の納期限

納付書による納付や口座振替納付のかたは、8回に分けて納めることになっています。  
特別徴収（年金からの引き落とし）のかたは、年金支給月に引き落とされます。



納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期
納期限 (口座振替日)	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	令和7年 1月31日	2月28日

- ・令和6年度の保険税納税通知書（納付書）は、7月中旬に世帯主あてに郵送します。  
納付書の金額と納付方法、納期限をご確認のうえ、納め忘れのないようお願いいたします。

# 我が家の保険税はいくら？

世帯内に40歳以上65歳未満のかた（介護保険の第2号被保険者）がいる場合は、医療分+支援金分+介護分の合計額が年間の保険税額になります。

40歳以上65歳未満のかたがいない場合は、医療分+支援金分の合計額が年間の保険税額になります。

<b>医療分</b> すべての国保加入者	<b>支援金分</b> すべての国保加入者	<b>介護分</b> 40歳～64歳の国保加入者（該当者）
-------------------------	--------------------------	----------------------------------

## 1. 所得割・・・所得に応じて計算 ※加入者ごとの算定額がマイナスのときは0円にします。

(加入者の令和5年中の所得 - 43万円) × 8.43%	算定額	(加入者の令和5年中の所得 - 43万円) × 2.35%	算定額	(該当者の令和5年中の所得 - 43万円) × 2.50%	算定額
( <input type="text"/> - 43万円 ) × 8.43%	円	( <input type="text"/> - 43万円 ) × 2.35%	円	( <input type="text"/> - 43万円 ) × 2.50%	円
( <input type="text"/> - 43万円 ) × 8.43%	円	( <input type="text"/> - 43万円 ) × 2.35%	円	( <input type="text"/> - 43万円 ) × 2.50%	円
( <input type="text"/> - 43万円 ) × 8.43%	円	( <input type="text"/> - 43万円 ) × 2.35%	円	( <input type="text"/> - 43万円 ) × 2.50%	円
<b>計</b>	① 円	<b>計</b>	⑥ 円	<b>計</b>	⑪ 円

## 2. 均等割・・・世帯の国保加入者数、介護該当者数に応じて計算

加入者数 <input type="text"/> 人 × 21,000円	② 円	加入者数 <input type="text"/> 人 × 6,000円	⑦ 円	該当者数 <input type="text"/> 人 × 7,900円	⑫ 円
------------------------------------------	-----	-----------------------------------------	-----	-----------------------------------------	-----

## 3. 平等割・・・世帯ごとに計算 ※平等割については2ページをご覧ください。

下記以外の世帯 19,000円 特定世帯 9,500円 特定継続世帯 14,250円	③ 円	下記以外の世帯 5,000円 特定世帯 2,500円 特定継続世帯 3,750円	⑧ 円	<b>該当者がいる場合 1世帯につき5,600円</b>	⑬ 円
--------------------------------------------------	-----	------------------------------------------------	-----	----------------------------------	-----

## 4. 軽減額・・・該当世帯のみ計算 ※軽減額については5ページをご覧ください。

軽減割合により	④ 円	軽減割合により	⑨ 円	軽減割合により	⑭ 円
---------	-----	---------	-----	---------	-----

## 5. 年税額（令和6年4月～令和7年3月） ※100円未満切り捨て

① + ② + ③ - ④ = ⑤ (限度額 65万円)	⑤ 円	⑥ + ⑦ + ⑧ - ⑨ = ⑩ (限度額 24万円)	⑩ 円	⑪ + ⑫ + ⑬ - ⑭ = ⑮ (課税限度額 17万円)	⑮ 円
---------------------------------	-----	---------------------------------	-----	-----------------------------------	-----

令和6年4月から 令和7年3月まで <b>国民健康保険税（保険税）</b> ⑤ + ⑩ + ⑮ =	円
------------------------------------------------------	---

※保険税は前年の所得を基に計算しますので、所得税や市県民税の更正、所得金額の変更等により税額が変更になることがあります。

# 福祉医療費受給者証を更新します

申請・問い合わせ 保険課 医療給付係 ☎43・7046

現在お持ちの福祉医療費受給者証(以下、受給者証)の有効期間が令和6年7月31日までのかたのうち、自動更新の対象となっているかたに、8月1日から有効の受給者証を7月下旬に郵送します。受給者証を交付できないかたには、受給者証非該当のお知らせを7月下旬に郵送します。

## ◎自動更新の対象となる受給者証

左記に該当する受給者証が自動更新の対象です  
(更新申請書は送付しません)。

○「乳幼児及び小中学生、高校生等」の受給者証  
(受給者番号が「3」で始まる受給者証)



○「ひとり親家庭の児童」の受給者証(受給者番号が「5」で始まる受給者証)  
○「重度心身・高齢身体障害者」の受給者証(受給者番号が「8」で始まる受給者証)

ただし、受給者証の有効期間が身体障害者手帳・療育手帳の再判定月末となっていて、新しい手帳が交付された場合は、改めて受給者証の交付申請が必要です。

## お知らせ

令和6年8月1日から「乳幼児及び小中学生、高校生等」区分の所得制限が撤廃されますが、助成内容の判定のため、令和5年中の所得などを確認します。現在申請していないかたには、6月中に受給者証の申請案内をお送りします。

令和6年1月2日以降に大館市に転入した場合など、大館市で所得状況が把握できないかたには、6月中に所得を確認するための案内通知をお送りします。

令和6年8月1日から新たに精神障害者保健福祉手帳1級所持者のうち、自立支援医療(精神通院)を受給しているかたが対象になります。対象になるかたには6月中に受給者証の申請案内をお送りします。

## 福祉医療制度の対象になるかた

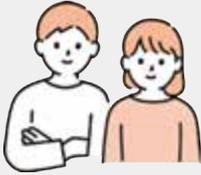
下記に該当すると思われるが現在受給者証を持っていないかたは、保険課医療給付係(1階7番窓口)・比内総合支所市民生活係・田代総合支所市民生活係のいずれかの窓口で申請してください。

対象区分	対象となるかた	所得制限など
乳幼児及び小中学生、高校生等	<ul style="list-style-type: none"> <li>高校生世代までの児童(18歳に到達する年度の3月31日まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年8月1日から所得制限が撤廃されます。 ※助成内容の判定のため、所得の確認を行います。</li> </ul>
ひとり親家庭の児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の児童</li> <li>父母のいない児童</li> <li>父または母が身体障害者手帳1～2級程度の交付を受けている家庭の児童(18歳に到達する年度の3月31日まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限はありませんが、県からの補助金対象者を把握するため、所得の確認を行っています。</li> <li>令和6年8月1日から、児童が会社などの健康保険(被用者保険)の本人(被保険者)の場合も受給できます。</li> </ul>
重度心身障害(児)者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1～3級の所持者</li> <li>療育手帳Aの所持者</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級所持者のうち自立支援医療(精神通院)を受給しているかた(令和6年8月1日から)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被用者保険の被保険者は所得制限があります。</li> </ul> 
高齢身体障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳4～6級を所持している満65歳以上のかた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限があります。</li> <li>被用者保険の被保険者は受給できません。</li> </ul>

# 特定健診・後期高齢者の健診

健診費用  
無料

市では、国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入しているかを対象に6月から健康診査を実施します。健康診査にかかる費用は無料です。

対象者	健診内容
<p>▼特定健康診査 大館市国民健康保険に加入し、今年度中に40歳以上になるかた</p> 	<p>問診、血圧測定、診察、尿検査(糖・蛋白) 身体計測(身長・体重・腹囲) ※腹囲は特定健診のみ 血液検査(脂質・血糖・肝機能・腎機能)</p> <p>▼医師が必要と判断した場合に行う検査項目 心電図検査、眼底検査、貧血検査、クレアチニン検査</p> <p>▼追加項目 尿酸値、クレアチニン値、推定1日食塩摂取量測定* ※今年度74歳以下の特定健診対象者のみ</p>
<p>▼後期高齢者の健康診査 後期高齢者医療制度に加入しているかた</p> 	

## 健診の流れ

### 1. 受診券を受け取る

4月中旬から順次受診券をお送りしました。  
受診券が届かない・紛失したなど、不明なことはお問い合わせください。



### 2. 受診する会場を選んで受診する

受診方法	集団健診方式	医療機関方式
会場	各公民館、体育館など	市内実施医療機関
日にち	6月12日(水)～9月20日(金)	6月17日(月)～2月28日(金) 各医療機関の受付時間内実施
申込	不要	一部必要
メリット	がん検診も同時に受けられる 身近な公民館・体育館などで受けられる	土曜日も受けられる かかりつけ医で受けられる

### 3. 結果が届く

受診後、約1～2カ月後に自宅に届きます。結果により生活習慣の改善が必要なかへ特定保健指導をご案内します。

## 健診・がん検診日程

広報おおだて4月号と同時配布の健康ガイド、または市ホームページでご確認いただけます。



大館市 健診(検診)

検索

健康診査・がん検診が6月から始まります

問い合わせ  
健康課成人健診係

☎42-9055

# がん検診

検診の種類	対象者	内容	料金	予約
肺がん検診	今年度 40 歳以上のかた	胸部レントゲン撮影	400 円	不要 ※集団健診方式の特定健診と同時実施
大腸がん検診	今年度 35 歳以上のかた	便潜血検査 (事前に採便したものを提出)	500 円	
前立腺がん検診	今年度 50・55・60・65・70 歳になる男性	血液検査	500 円	
肝炎ウイルス検診	今年度 40・45・50・55・60 歳になるかたで過去に受けたことのないかた	血液検査	無料	
胃がん検診	今年度 40 歳以上のかた	胃部レントゲン撮影	1,000 円	不要
子宮がん検診	今年度 20～39 歳の女性、40 歳以上の偶数年齢の女性	内診、頸部細胞診、経膈超音波検査	頸がん検診 1,300 円 婦人科超音波検査 400 円	必要* WEB 予約 
乳がん検診	今年度 40 歳以上の偶数年齢の女性	マンモグラフィ	1,200 円	

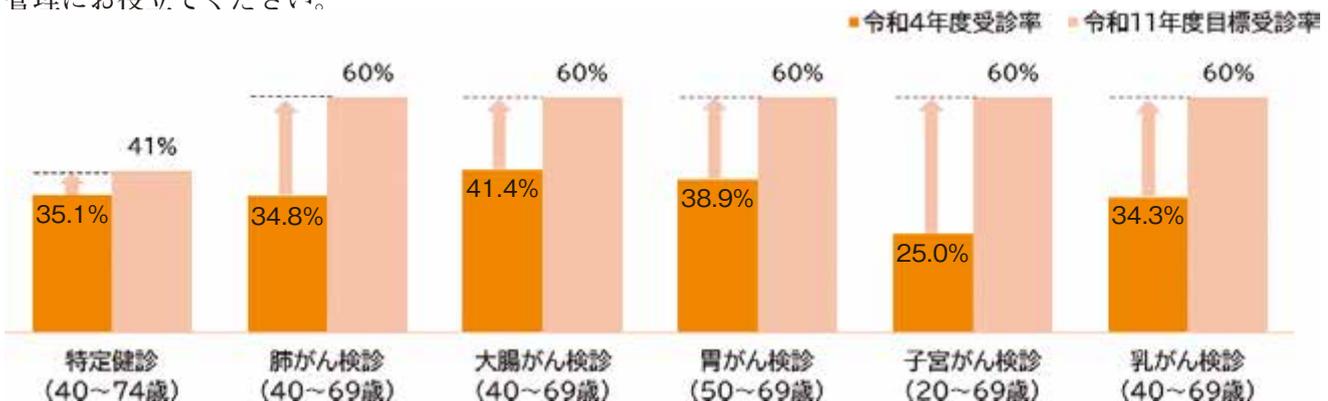
※電話でのお申し込みもできます。☎ 43-7143 (予約専用番号) 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時

## 大館市民にとって、なぜ健診やがん検診は必要なの？

大館市の主要死因は 1 位がん、2 位心疾患までが全国と同じですが、3 位は全国が老衰であるのに対し、大館市では脳血管疾患となっています。さらに秋田県はがん死亡率全国 1 位が過去 26 年続いている県でもあります。全国の中でも生活習慣病で亡くなるかたが多い地域でありながら、大館市の健康診査やがん検診の受診率はいずれも低い状況です。自覚症状がなくても定期的に健康診査やがん検診を受診して、ぜひご自身の健康管理にお役立てください。

### 令和 3 年度主要死因

	大館市	全国
1 位	がん	がん
2 位	心疾患	心疾患
3 位	脳血管疾患	老衰



出典：第2次健康おおだて 21 最終評価、大館市第3期データヘルス計画より

特集 第3次健康おおだて 21 《シリーズ1》

問い合わせ 健康課 ☎ 42-9055

～延ばそう健康寿命

みんなでつくる健康なまち おおだて～

生涯にわたって健やかで心豊かに生活するとともに、健康寿命の延伸を目指す、12年間の健康増進計画「第3次健康おおだて21」がスタートします。

第1回目は、「第2次健康おおだて21」平成26年度から令和5年度までの取組の最終評価結果をお知らせします。

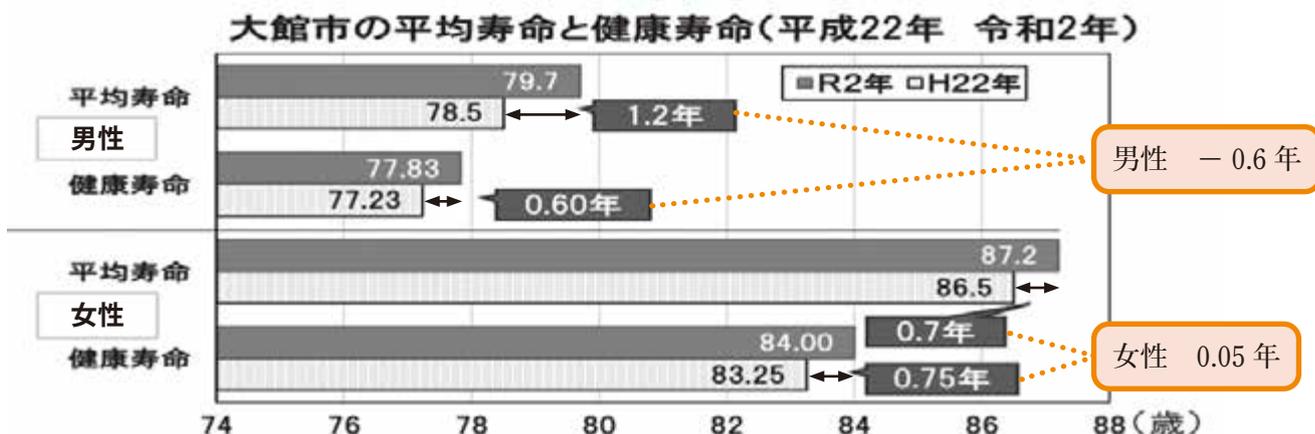


【第3次健康おおだて21】目標への取組

これまでの取組結果から

1. 健康寿命の延伸

平成22年から令和2年までの期間に、健康寿命は男性0.60年、女性0.75年延びましたが、目標としている「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」を、女性は達成(0.05年)できましたが、男性は達成(-0.6年)できませんでした。



2. 生活習慣病予防の指標

分野別目標の55指標項目のうち、目標を達成した指標は「たばこ」「歯・口腔」「健診」の3項目(5.5%)、改善がみられた指標は19項目(34.5%)、変化がみられなかった指標は11項目(20.0%)、策定時より悪化傾向の指標は22項目(40.0%)でした。

12歳児の1人平均う蝕本数が1.22本から0.3本に改善



飲食店で受動喫煙の機会を有する人の割合が、27.6%から9.0%に改善



3. 健康づくりに関するアンケート調査結果(一部抜粋)

「第2次健康おおだて21」の評価のためにアンケート調査を実施しました。

項目	男性	女性	結果
朝食を欠食する者の割合	14.7%	10.3%	男女とも20歳代が多い 男女比では男が多い
運動習慣がない者の割合	46.0%	53.1%	運動をしない理由は「なんとなく」「疲れている」が多い
喫煙者の割合	30.4%	9.7%	男は40歳代、女は50歳代が多い
毎日飲酒する者の割合	41.4%	12.0%	男女とも40歳代が多い 飲酒量は1～2合未満が多い
心理的苦痛を感じている者の割合	10.7%	13.5%	男は20歳代、女は30歳代が多い

市民1,500人(20歳～79歳)へ郵送配布、郵送回答(回収率41.5%)令和4年12月～令和5年1月アンケート調査結果は、市ホームページ「第2次健康おおだて21最終評価」でご覧になれます →

